

手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2019年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動

⑧ ★ 【該当者】 自宅外通学を証明する書類（コピー可）

・スカラネット下書き用紙5ページ（II）通学形態を「自宅外通学」で選択し、「自宅外通学」区分で支給を受けるためには、実家以外の場所に家賃を支払って居住していることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が、申込時を含め毎年度必要です。

① 家計支持者（原則父母）の住民票

② 実家以外の場所に家賃を支払って居住していることの証明書類

（アパートの賃貸借契約書のコピー等）

「自宅通学」「自宅外通学」のいずれかを選択します。

（ただし、「自宅外通学」を選択するためには、次のア～オのいずれかに該当している必要があり、これに該当しない場合には、実際に実家以外の場所に居住している場合であっても、「自宅通学」を選択することになります。）

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

⑧ ★ 【該当者】 自宅外通学を証明する書類の例

<アパート等の賃貸借契約をしている場合>

契約名義		証明書類
奨学生 本人名義 で賃貸借契約を行っている場合		<ul style="list-style-type: none"> 「賃貸借契約書」のコピー (契約日、入居日、契約期間、契約内容等が分かり、本人の居住が明確に判別できるもの)
奨学生 本人以外の名義 で賃貸借契約を行っている場合	賃貸借契約書に 入居者欄 があり、 奨学生本人が居住していることが分かる 場合	<ul style="list-style-type: none"> 入居者欄に奨学生本人氏名が記載された「賃貸借契約書」のコピー (契約日、入居日、契約期間、契約内容等が分かるもの)
	賃貸借契約書に 入居者欄 がなく、 奨学生本人が居住していることが不明 な場合	<ul style="list-style-type: none"> 「賃貸借契約書」のコピー (契約日、入居日、契約期間、契約内容等が分かるもの) <p style="text-align: center;">+</p> <ul style="list-style-type: none"> 「奨学生本人の居住証明書」 「居住証明書」は賃主や契約業者に作成を依頼 「居住証明書」の提出が困難な場合は、「奨学生本人氏名が記載された入居申込書」のコピー等

<学生寮に入っている場合>

入寮義務	証明書類
学校から入寮を義務付けられている場合	<ul style="list-style-type: none"> 学校が承認した「入寮許可証」のコピー (寮費が発生していることが分かるもの※) <p style="text-align: center;">+</p> <ul style="list-style-type: none"> 入寮が義務付けられていることが確認できるもの
学校から入寮を義務付けられていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 学校が承認した「入寮許可証」のコピー (寮費が発生していることが分かるもの※)

※「入寮許可証」に寮費の発生について記載がない場合は、学則や学生寮規則等の該当部分コピーを添付

手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2019年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動

⑨ ★ 【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書の記入

「給付奨学生」として採用となった方は、日本大学芸術学部へ授業料の返還免除も申請することができます。2020年度前期授業料を既に支払い済の方や、今後、区分変更などがあった方に授業料を返還するために1年間使用します。

令和 年 月 日

**令和2年度
高等教育修学支援制度 授業料等返還用
銀行口座振込依頼書**

日本大学芸術学部 行

学 科		学 生 番 号	
フリガナ			
氏 名			印 <small>(ご印印ください)</small>
フリガナ			
住 所	〒		
電 話 番 号	— —		
口座名義人との 続柄			

貴学部からの返還額は、下記の指定銀行口座へお振込みください。

振込口座記入欄 (学生本人又は学費支弁者名義の口座をご記入ください)

記

金融機関名		預 金 種 別		口 座 名 義
		口 座 番 号		
銀行		普 通 ・ 当 座		フリガナ
支店名	店番号			
支店				

※ゆうちょ銀行指定の場合、旧郵便局(ゆうちょ銀行)口座の記号・番号では振込みができません。
新ゆうちょ銀行口座の店名・店番号・預金種目・口座番号・口座名義を正しくご記入ください。

ご記入いただいた個人情報、本人等の業務発行上、必要範囲において利用させていただきます。
また、法令に定める場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に個人情報を提供することはありません。

変更が生じた場合は速やかに変更手続きを行ってください。

以 上

手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【**全員**】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2019年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動

⑩ ★ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）」の記入

「給付奨学生」として採用となった方は，日本大学芸術学部へ授業料の返還免除も申請することができます。「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）」を記入してください。

A様式I

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

令和 年 月 日

芸術学部長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、日本大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が日本大学の保有する私の授業料等減免に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇		
	所属学部・学科等		学生番号	
	学年	登壇・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 登 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月 ~ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。		ある	・ ない
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの <input checked="" type="checkbox"/> 印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予備採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予備採用の申請を行った者 【給付奨学金の申請の受付番号 (採用候補者となっていれば受付番号)】			
	<input type="checkbox"/> 在学採用の申請を行った者 【給付奨学金の申請の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】			

この欄のみ記入をお願いします。

手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】**大学等への修学支援の措置に係る学修計画書**
- ⑫ ★【該当者】2019年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動

⑪ ★ 【全員】 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書

給付奨学金は、「学修意欲」がとても大切な学力基準の1つです。学修意欲を確認するための「学修計画書」に、「学修意欲」が伝わるように、しっかりと記入してください。

大学等への修学支援の措置に係る学修計画書

申請者 氏名	フリガナ			
学部・学科・学年・学生番号	学部	学科	年	番

1. 学修の目的（将来の展望を含む）

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400文字程度）

（1） 将来に就きたい職業（職種）があり、その職業（職種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。
 （2） 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を修得し、理解を深めるため。
 （3） 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

2. 学修の計画

前述の学修の目的の達成のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。（200～400文字程度）

3. あなたは、卒業まで学びを継続し、進もうとする意欲を持っていますか。次の項目の中から該当するものに○を記入してください。

卒業まで学びを継続し、進もうとする意欲がある。
 卒業まで学びを継続し、進もうとする意欲はない。

上記で「卒業まで学びを継続し、進もうとする意欲がある。」を選択した場合、どのような意欲で学びに取組み進もうと考えているかを記述してください。（200～400文字程度）

※1 記述しきれない場合には、別紙に記述のうえ添付してください。

以下、教職員記入欄

総合判断結果	確認者印
1. から3. を総合的に考慮して、在学中の学修意欲が認められるかを判定した結果。 <input type="checkbox"/> 在学中の学修意欲があると認められる。 <input type="checkbox"/> 在学中の学修意欲があると認められない。	確認者印 _____ _____

手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2019年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動

⑫ ★ 【該当者】 2019年度課税証明書（コピー可）

スカラネット下書き用の11ページ「J-あなたの家族情報 2.あなた自身が住民税を課税されているか」の設問に「はい」と選択した方は、2019年度の課税証明書が必要となります。

※市区町村民税を課税されるのは、2018年1月～12月の1年間の所得が以下に該当する場合です。

未成年の場合・・・所得125万円

（額面の収入約200万円）を超える人

成年の場合・・・所得35万円

（額面の収入約100万円）を超える人

手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2019年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動

⑬ ★ ◆ 【該当者】 在留資格及び在留期間が明記されている証明書

申込者（学生）本人が外国籍の場合，受給可能な在留資格であることを示すために提出。「給付奨学金案内」15ページ参照

- ・ 在留カード（コピー）
- ・ 特別永住者証明書（コピー）
- ・ 住民票の写し（原本）

等，在留資格・在留期間（※）が明記されているもの
（いずれか1点）

※「法廷特別永住者」及び「永住者」については，在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2019年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動

⑭ ★ ◆ 【該当者】施設等在籍証明書等

スカラネット下書き用のIIページ「J-あなたの家族情報 I.あなたは社会的養護を必要とする人か」の設問に「はい」と選択した方は、施設に入所していた、又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類の提出が必要です。

証明書類の例

「施設等在籍証明書」（施設長発行）

「児童（里親）委託証明書」（児童相談所発行）

「措置解除決定通知書」（児童相談所発行）等（コピー可）

※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可

必要書類の説明は以上です。

日本学生支援機構奨学金の申込方法は、大変複雑ですが、みなさんが奨学金を申込む上で必要な情報のほとんどが、「奨学金案内」に記載されています。

疑問に思うことがあったら、まず、「奨学金案内」を落ち着いて熟読してみてください。きっと、答えはそこにあります。

日芸に入学されたみなさんであれば、きっと、その答えを見つけ出す力を持っています。

なお、今後のコロナ感染拡大の状況によっては、窓口業務も停止し、書類の提出方法は郵送のみとなる可能性はありますが、みなさんが奨学金を申込む機会を一切失うといった不利益なことになる確率は極めて低いと考えます。

日芸は、郵送・メール・電話などで、可能な限り、経済的に修学困難な学生の力になりたいと考えています。

その後のなぐれを、頻繁に日芸のホームページでご確認いただき、落ち着いて情報を取得するよう、努めてください。